

平成 18 年 10 月 16 日

各 位

不動産投信発行者名

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング20階
日本リテールファンド投資法人
代表者名 執行役員 廣本 裕一
(コード番号8953)
<http://www.jrf-reit.com/>

投資信託委託業者

三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社
代表者名 代表取締役社長 廣本 裕一
問い合わせ先 常務執行役員 南俊一
TEL. 03-5293-7081

規約変更並びに役員選任及び会計監査人選任に関するお知らせ

当投資法人は、平成 18 年 9 月 21 日付け日本経済新聞にて公告の通り、平成 18 年 11 月 22 日に第 5 回投資主総会を開催する予定であり、平成 18 年 10 月 16 日開催の役員会におきまして、規約変更並びに役員選任及び会計監査人選任に関し、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は、平成 18 年 11 月 22 日に開催される当投資法人の第 5 回投資主総会での承認により、有効となります。

記

1. 規約変更の主な内容及び理由について

- (1) 平成 18 年 5 月に会社法が施行され、投資信託及び投資法人に関する法律等の投資法人に関する法令が整備・改正されたことにともない、当投資法人規約と関係法令との字句等の統一を図るため、第 4 条、第 5 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 21 条、第 28 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 39 条、第 40 条、第 44 条、及び第 48 条を変更します。
- (2) 東京証券取引所の上場規程改定により、運用資産等に占める不動産等以外の資産についての保有制限が緩和されたことにともない、当投資法人の投資方針のために必要または有用と認められる場合にこれらの資産への投資を可能にするため、第 12 条及び第 13 条を変更します。
- (3) 今後、わが国以外に所在する不動産及び主として係る不動産を裏づけとする資産への投資についての規制が見直され、投資対象としての制限が緩和もしくは解除された場合に、具体的な投資基準を定め、必要な場合に機動的な対応を行なうことを可能とするため、国外不動産への投資は行わないとしている第 15 条第 2 項を削除します。
- (4) 投資信託及び投資法人に関する法律の改正法において、今後、短期投資法人債の発行が可能となることから、当投資法人が必要とする場合に資金を機動的かつ効率的に調達することを可能にするため、上記改正法において要求されている短期投資

法人債発行の要件を充足するために第 21 条及び第 23 条を変更し、附則 2 を追加します。

- (5) 現在、役員会等を通した監督役員の役割・活動・責任が一層高まりつつある中で、監督役員報酬額を妥当な水準に調整することを可能にするため、第 31 条を変更します。
- (6) 投資主総会の開催間隔を短縮する場合について当投資法人規約に明記するため、第 41 条を変更します。
- (7) 本投資主総会で選任される新役員の任期を平成 18 年 12 月 1 日からの 2 年とするため、附則 1 を追加します。

(規約変更の詳細については、別紙「第 5 回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

2. 役員改選について

執行役員廣本裕一及び監督役員難波修一、佐藤真良の両氏から、平成 18 年 11 月 30 日をもって辞任する旨の辞任届が出ておりますので、平成 18 年 11 月 22 日に開催される当投資法人の第 5 回投資主総会におきまして、執行役員 1 名及び監督役員 2 名の選任について議案を提出致します。

(役員選任の詳細については、別紙「第 5 回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

3. 会計監査人選任について

当投資法人の会計監査人である中央青山監査法人（現みすず監査法人）より、平成 18 年 8 月 21 日に辞任する旨の申し入れがあり、会計監査人が不在となることを回避する為、同日役員会を開催し、あらた監査法人を当投資法人の第 5 回投資主総会までの一時会計監査人として選任しましたが、本投資主総会にて会計監査人の選任についての議案を提出致します。

(会計監査人選任の詳細については、別紙「第 5 回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

4. 投資主総会等の日程

平成 18 年 10 月 16 日	投資主総会提出議案の役員会承認
平成 18 年 11 月 7 日	投資主総会招集通知の発送（予定）
平成 18 年 11 月 22 日	投資主総会（予定）

以上

添付資料

- ・ 第 5 回投資主総会招集ご通知

平成18年11月7日

投資主各位

東京都千代田区丸の内2丁目7番3号
東京ビルディング
日本リテールファンド投資法人
執行役員 廣本裕一

第5回投資主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当投資法人第5回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができます。書面による議決権の行使をお望みの場合、お手数ながらまずは後記の参考書類をご検討ください。その後、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入、ご押印のうえ、平成18年11月21日（火曜日）までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、当投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、当投資法人規約第47条として「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、**当日ご出席になられず、かつ議決権行使書による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席し、かつ賛成されたものとみなしてお取扱いすることになります。**この点、十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<当投資法人規約抜粋>

第47条（みなし賛成）

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年11月22日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都千代田区丸の内3丁目2番1号

東京会館11階「シルバールーム」

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

決議事項

第1号議案 規約一部変更の件

議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（3頁から9頁）

に記載のとおりであります。

第2号議案 執行役員1名及び監督役員2名選任の件

第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます（代理人の資格は、当投資法人規約第45条の定めにより議決権行使することができる投資主に限ります。）。

◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において「運用状況報告会」を実施する予定であります。

議決権の行使についての参考書類

1. 議決権を有する投資主が有する投資口の総口数 302,502 口
(以下の第 1 号議案、第 2 号議案及び第 3 号議案のいずれにおいても、議決権を有する投資主が有する投資口の総口数は 302,502 口となります。)
2. 議案の要領及び参考事項
- 第 1 号議案 規約一部変更の件
1. 議案の要領及び変更の理由
- (1) 平成 18 年 5 月に会社法が施行され、投資信託及び投資法人に関する法律等の投資法人に関する法令が整備・改正されたことにともない、当投資法人規約と関係法令との字句等の統一を図るため、第 4 条、第 5 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 21 条、第 28 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 39 条、第 40 条、第 44 条、及び第 48 条を変更します。
 - (2) 東京証券取引所の上場規程改定により、運用資産等に占める不動産等以外の資産についての保有制限が緩和されたことにともない、当投資法人の投資方針のために必要または有用と認められる場合にこれらの資産への投資を可能にするため、第 12 条及び第 13 条を変更します。
 - (3) 今後、わが国以外に所在する不動産及び主として係る不動産を裏づけとする資産への投資についての規制が見直され、投資対象としての制限が緩和もしくは解除された場合に、具体的な投資基準を定め、必要な場合に機動的な対応を行なうことを可能とするため、国外不動産への投資は行わないとしている第 15 条第 2 項を削除します。
 - (4) 投資信託及び投資法人に関する法律の改正法において、今後、短期投資法人債の発行が可能となることから、当投資法人が必要とする場合に資金を機動的かつ効率的に調達することを可能にするため、上記改正法において要求されている短期投資法人債発行の要件を充足するために第 21 条及び第 23 条を変更し、附則 2 を追加します。
 - (5) 現在、役員会等を通じた監督役員の役割・活動・責任が一層高まりつつある中で、監督役員報酬額を妥当な水準に調整することを可能にするため、第 31 条を変更します。
 - (6) 投資主総会の開催間隔を短縮する場合について当投資法人規約に明記するため、第 41 条を変更します。
 - (7) 本投資主総会で選任される新役員の任期を平成 18 年 12 月 1 日からの 2 年とするため、附則 1 を追加します。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現行規約	変更案
<p>第4条（公告の方法） 本投資法人の公告は、日本経済新聞に<u>掲載して行う。</u></p>	<p>第4条（公告方法） 本投資法人の公告は、日本経済新聞に<u>掲載する方法により行う。</u></p>
<p>第5条（発行する投資口の総数） 本投資法人の発行する投資口の総数は、200万口とする。</p>	<p>第5条（発行可能投資口総口数） 本投資法人の発行可能投資口総口数は、200万口とする。</p>
<p>第8条（投資口の取扱いに関する事項） 本投資法人の投資証券の種類、<u>投資口の名義書換、質権の登録及びその抹消、投資証券の再発行</u>その他の手続並びにその手数料については、役員会の定めるところによる。</p>	<p>第8条（投資口の取扱いに関する事項） 本投資法人の投資証券の種類、<u>投資主名簿への記載又は記録</u>、投資証券の再発行その他の手続並びにその手数料については、役員会の定めるところによる。</p>
<p>第9条（名義書換事務受託者） 1. 本投資法人は、投資口につき<u>名義書換事務受託者</u>を置く。 2. <u>名義書換事務受託者</u>及びその事務取扱場所は、役員会の決議によって選定し公告する。 3. 本投資法人の投資主名簿（実質投資主名簿を含む。以下同じ。）は、<u>名義書換事務受託者の事務取扱場所に備え置き、投資口の名義書換、質権の登録又はその抹消、投資証券の不所持、投資証券の交付、届出の受理</u>その他投資口に関する事務は<u>名義書換事務受託者</u>に取扱わせ、本投資法人においてはこれを取扱わない。 </p>	<p>第9条（投資主名簿等管理人） 1. 本投資法人は、投資口につき<u>投資主名簿等管理人</u>を置く。 2. <u>投資主名簿等管理人</u>及びその事務取扱場所は、役員会の決議によって選定し公告する。 3. 本投資法人の投資主名簿（実質投資主名簿を含む。以下同じ。）は、<u>投資主名簿等管理人の事務取扱場所に備え置き、投資主名簿への記載又は記録</u>、投資証券の不所持、投資証券の交付、届出の受理その他投資口に関する事務は<u>投資主名簿等管理人</u>に取扱わせ、本投資法人においてはこれを取扱わない。 </p>
<p>第10条（投資法人が常時保持する最低限度の純資産額） 本投資法人が常時保持する最低限度の純資産額は、5,000万円とする。</p>	<p>第10条（最低純資産額） 本投資法人の最低純資産額は、5,000万円とする。</p>

現行規約	変更案
<p>第 12 条（主要投資対象の特定資産） 本投資法人は、前条の基本方針にしたがい、主として以下に掲げる特定資産に投資する。</p> <p>(1) 不動産(不動産の賃貸に伴い預託を受けた敷金、保証金その他の担保金に相当する現金又は現金同等物等（当該預託金額を限度とする。）及び特定の不動産に付随する商標権、温泉権その他の資産であって当該不動産とあわせて取得することが適當と認められるものを含む。)、不動産の賃借権又は地上権 (2)～(8)（記載省略）</p>	<p>第 12 条（主要投資対象の特定資産） 本投資法人は、前条の基本方針にしたがい、主として以下に掲げる特定資産に投資する。</p> <p>(1) 不動産、不動産の賃借権又は地上権 (2)～(8)（現行どおり）</p>
<p>第 13 条（主要投資対象以外の資産） 1.（記載省略） 2.（記載省略） 3. 本投資法人は、前 2 項に定める資産の外、本投資法人が運用のために保有する資産以外の資産のうち、本投資法人の商号にかかる商標権その他組織運営に伴い保有するものであって東京証券取引所の上場規定上適當と認められるものについては、本条の規定にかかわらずこれを取得することができる。</p>	<p>第 13 条（主要投資対象以外の資産） 1.（現行どおり） 2.（現行どおり） 3. 本投資法人は、前条及び前 2 項に定める資産の外、特定の不動産に付随する商標権、温泉権その他の資産であって当該不動産とあわせて取得することが適當と認められるもの、本投資法人が運用のために保有する資産以外の資産のうち、本投資法人の商号にかかる商標権その他組織運営に伴い保有するもの、その他本投資法人の運営上必要と認められる資産について、これを取得することができる。</p>
<p>第 15 条（投資制限） 1. 本投資法人は、その資産の運用を受託した投資信託委託業者が投資法人資産運用業に関する業務の方法を記載した書類において、運用を行う資産の種類として不動産を定めている場合に限って、第 12 条第(1)号に掲げる不動産への投資を行うものとする。 2. 本投資法人は、わが国以外に所在する不動産及び主として当該不動産を裏付けとする資産への投資は行わないものとする。</p>	<p>第 15 条（投資制限） 本投資法人は、その資産の運用を受託した投資信託委託業者が投資法人資産運用業に関する業務の方法を記載した書類において、運用を行う資産の種類として不動産を定めている場合に限って、第 12 条第(1)号に掲げる不動産への投資を行うものとする。 （第 2 項削除）</p>

現行規約	変更案
<p>第 21 条（借入れ及び投資法人債の発行）</p> <p>本投資法人は、第 11 条の基本方針に従い、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家からの借入れ及び投資法人債の発行を行うことができる。</p> <p>本投資法人は、投資法人債の発行にあたり、<u>その募集、名義書換及び発行</u>に関する事務、投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務、投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務その他の事務を、法令の定めにより他の者に委託する。</p>	<p>第 21 条（借入れ及び投資法人債の発行）</p> <p>本投資法人は、第 11 条の基本方針に従い、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家からの借入れ及び投資法人債の発行を行うことができる。</p> <p>本投資法人は、投資法人債の発行にあたり、<u>投資法人債を引き受ける者の募集、投資法人債原簿の作成及び備え置き</u>その他の投資法人債原簿に関する事務(但し、当該投資法人債が<u>短期投資法人債</u>である場合において投資法人債原簿を作成しない場合を除く。)、発行に関する事務、投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務、投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務その他の事務を、法令の定めにより他の者に委託する。</p>
<p>第23条（借入金及び投資法人の限度額）</p> <p>借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ 1 兆円とし、その合計額が 1 兆円を超えないものとする。</p>	<p>第23条（借入金及び投資法人の限度額）</p> <p>借入金及び投資法人債 (<u>短期投資法人債を含む。</u>) 発行の限度額は、それぞれ 1 兆円とし、その合計額が 1 兆円を超えないものとする。</p>
<p>第 28 条（金銭の分配の支払方法）</p> <p>本投資法人は、決算期現在の投資主名簿に記載された投資主又は<u>登録質権者</u>に対して、その所有口数に相当する金銭の分配の支払を行う。当該支払は、原則として決算期から 3 月以内に、必要な税金を控除した後に行われる。</p>	<p>第 28 条（金銭の分配の支払方法）</p> <p>本投資法人は、決算期現在の投資主名簿に記載された投資主又は<u>登録投資口質権者</u>に対して、その所有口数に相当する金銭の分配の支払を行う。当該支払は、原則として決算期から 3 月以内に、必要な税金を控除した後に行われる。</p>
<p>第 31 条（執行役員及び監督役員に対する報酬）</p> <p>各執行役員の報酬は、月額 80 万円を上限として役員会が定める金額を各月の最終営業日に支払うものとする。また、各監督役員に対する報酬は、月額 <u>30 万円</u>を上限として役員会が定める金額を各月の最終営業日に支払うものとする。</p>	<p>第 31 条（執行役員及び監督役員に対する報酬）</p> <p>各執行役員の報酬は、月額 80 万円を上限として役員会が定める金額を各月の最終営業日に支払うものとする。また、各監督役員に対する報酬は、月額 <u>50 万円</u>を上限として役員会が定める金額を各月の最終営業日に支払うものとする。</p>

現行規約	変更案
<p>第8章 執行役員及び監督役員並びに役員会</p> <p>第34条(執行役員及び監督役員の員数並びに役員会の構成)</p> <p>本投資法人の執行役員は1人以上、監督役員は2人以上（但し、執行役員の員数に1を加えた数以上とする。）とし、<u>執行役員及び監督役員は、役員会を構成する。</u></p>	<p>第8章 役員並びに役員会</p> <p>第34条（役員の員数並びに役員会の構成）</p> <p>本投資法人の執行役員は1人以上、監督役員は2人以上（但し、執行役員の員数に1を加えた数以上とする。）とし、<u>役員（執行役員及び監督役員をいう。以下同じ。）は、役員会を構成する。</u></p>
<p>第35条（執行役員及び監督役員の選任）</p> <p>執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議をもって選任する。</p>	<p>第35条（役員の選任）</p> <p>役員は、投資主総会の決議によって選任する。</p>
<p>第36条（執行役員及び監督役員の任期）</p> <p>執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年とする。但し、補欠又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は先任者の残任期間と同一とする。</p>	<p>第36条（役員の任期）</p> <p>役員の任期は、選任後2年とする。但し、補欠として又は増員のために選任された役員の任期は、前任者又は先任者の残任期間と同一とする。</p>
<p>第39条（役員会議事録）</p> <p>役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員が、これに署名し又は記名捺印する。</p>	<p>第39条（役員会議事録）</p> <p>役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員が、これに署名し又は記名捺印する。</p>

現行規約	変更案
<p>第 40 条（執行役員及び監督役員の責任免除）</p> <p>本投資法人は、<u>投信法第 109 条第 1 項第 4 号の行為に関する執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うのについて善意でかつ重大な過失がない場合においては、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、役員会の決議をもつて、賠償の責めに任すべき額から次の各号に掲げる金額を控除した額を限度として、免除することができる。</u></p> <p>(1) <u>役員会の決議の日の属する決算期間又はその前の各決算期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行の対価として投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(2.に定めるものを除く。)の額の決算期間毎の合計額のうち、最も高い額の4年分に相当する額</u></p> <p>(2) <u>当該執行役員又は監督役員が本投資法人から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に4を乗じた額とのいずれか低い額</u></p>	<p>第 40 条（役員の責任免除）</p> <p>本投資法人は、<u>役員の投資信託及び投資法人に関する法律第 115 条の 6 第 1 項の責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合においては、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、役員会の決議によって、法令に定める限度において、免除することができる。</u></p> <p>(第 1 号・第 2 号削除)</p>
<p>第 41 条（投資主総会の開催頻度）</p> <p>本投資法人の投資主総会は、その開催場所を東京都 23 区内として、法令に別段の定めがある場合を除く外、<u>2 年に 1 回一定の時期にこれを招集する。</u></p>	<p>第 41 条（投資主総会の開催頻度）</p> <p>本投資法人の投資主総会は、その開催場所を東京都 23 区内として、法令に別段の定めがある場合を除く外、<u>役員会の決議により執行役員がこれを招集する。</u></p>

現行規約	変更案
<p>第44条（基準日）</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 前項の規定にもかかわらず、役員会の決議により予め公告をして、一定の日における投資主名簿に記載された投資主又は<u>登録質権者</u>をもって、その権利行使すべき投資主又は<u>登録質権者</u>とすることができる。</p>	<p>第44条（基準日）</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 前項の規定にもかかわらず、役員会の決議により予め公告をして、一定の日における投資主名簿に記載された投資主又は<u>登録投資口質権者</u>をもって、その権利行使すべき投資主又は<u>登録投資口質権者</u>とすることができます。</p>
<p>第48条（投資主総会議事録）</p> <p>投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名し又は記名捺印する。</p>	<p>第48条（投資主総会議事録）</p> <p>投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名し又は記名捺印する。</p>
	<p>附則</p> <p>1. 第36条の規定にもかかわらず、平成18年11月22日開催の投資主総会で選任する役員の任期は、平成18年12月1日からの2年間とする。</p> <p>2. 本規約中、短期投資法人債に係る規定について、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)第5条の施行日より有効となることとする。</p>

第2号議案 執行役員1名及び監督役員2名選任の件

執行役員廣本裕一及び監督役員難波修一、佐藤真良の両氏から、平成18年11月30日をもって辞任する旨の辞任届が出ております。つきましては、執行役員1名及び監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案におきまして、執行役員及び監督役員の任期は、当投資法人規約変更案附則1にありますとおり、就任する平成18年12月1日より2年とします。

なお、執行役員の選任に関しましては、平成18年10月16日開催の役員会において、監督役員全員の一致をもってする決議によっております。

また、投資信託及び投資法人に関する法律及び当投資法人規約第34条の定めにより、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされています。

執行役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する当投資法人の投資口数
1	(こんどう よりしげ) 近藤 順茂 (昭和24年6月18日)	昭和49年4月 三井信託銀行㈱入社 昭和55年6月 米国ニューヨーク大学よりMBA取得 平成5年10月 三井信託証券㈱出向、引受部次長 平成9年2月 三井信託銀行㈱ 市場金融部長 平成10年6月 同社 証券業務部長 平成12年4月 同社 東京営業第一部長 平成13年3月 大阪大学より学位取得（博士（国際公共政策）） 平成14年4月 三井信託銀行㈱ 金融法人部長 平成15年4月 同社 本店法人営業第一部長 平成15年10月 国立弘前大学教授 平成18年4月 東京工科大学教授（現任） 現在に至る	0口

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当投資 法人の 投資口
2	(なんば しゅういち) 難波 修一 (昭和32年12月18日)	昭和59年4月 弁護士登録、尾崎・桃尾法律事務所 昭和61年9月 米国コロンビア大学ロースクール 昭和62年9月 ウェイル、ゴッシャル・アンドメインジス法律事務所勤務 昭和63年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録 昭和63年6月 バンカーズ・トラスト銀行 昭和63年12月 米国カリフォルニア州弁護士登録 平成元年4月 桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー（現任） 平成9年12月 ジェルド・ウェン・ジャパン㈱非常勤監査役（現任） 平成9年12月 フォートダッジ(㈱)非常勤監査役（現任） 平成10年2月 三信建設工業(㈱)非常勤監査役（現任） 平成13年9月 当投資法人監督役員就任 平成14年6月 伊藤忠エネクス(㈱)非常勤監査役（現任） 現在に至る	0口
3	(さとう まさよし) 佐藤 真良 (昭和26年8月22日)	昭和51年4月 クーパース・ライブランド（現プライス・ウォーターハウス・クーパース）東京事務所勤務 昭和54年9月 公認会計士登録 昭和59年10月 中央監査法人（現みすず監査法人）国際部門 昭和63年6月 中央監査法人社員就任 平成7年6月 中央監査法人社員脱退 平成10年7月 東京共同会計事務所パートナー（現任） 平成15年7月 当投資法人監督役員就任 平成17年8月 日興コーディアル証券(㈱)非常勤監査役（現任） 現在に至る	0口

第3号議案 会計監査人選任の件

当投資法人では、会計監査人である中央青山監査法人（現みすゞ監査法人）より、平成18年8月21日に辞任する旨の申し入れがあり、会計監査人が不在となることを回避するため、同日役員会を開催し、投資信託及び投資法人に関する法律第108条第3項に基づき、あらた監査法人を本投資主総会までの一時会計監査人として選任いたしました。

つきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第96条第1項に基づき、会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案におきまして、会計監査人の任期は、投資信託及び投資法人に関する法律第103条第1項の定めにより、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の時までとなりますが、その投資主総会において別段の決議がなされなかった場合は、再任されたものとみなされます。

なお、会計監査人の選任に関しましては、平成18年10月16日開催の役員会において、役員全員の一致をもってする決議によっております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名称	あらた監査法人
事務所所在地	東京都港区芝浦4丁目2番8号 住友不動産ツインビル東館
設立年月日	平成18年6月1日

以上

投資主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内 3 丁目 2 番 1 号

東京會館 11 階「シルバールーム」

電話：03-3215-2111

交通：JR 東京駅丸の内南口より徒歩 10 分

京葉線東京駅より徒歩 5 分

有楽町駅国際フォーラム側口より徒歩 5 分

地下鉄 千代田線 二重橋駅

有楽町線 有楽町駅

丸の内線 東京駅

日比谷線 日比谷駅

三田線 日比谷駅



お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。